法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出について

建設業における社会保険への加入を一層進展していくためには、必要な法定福利 費(現場労働者に係る雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料の事業主負担 分)が、工事ごとの請負代金の中で適切に確保される必要があります。

そのため、<u>尾張旭市の発注する建設工事において、令和4年4月1日以降に入札</u>公告・指名通知等を行う案件から、契約締結後に法定福利費を明示した「請負代金 内訳書」の提出を求めることとします。

1 実施内容

受注者は、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、工事請負契約 締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出します。内訳書には法定福利費を 明示することとします。

2 法定福利費の計算方法

(1) 明示する法定福利費について

建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担 分が対象です。

対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険です。

【内訳明示の対象】

- ・ 健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠 出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事 業主負担分も含まれます。
- ・ 内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例:社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記するものとします。

(2) 法定福利費の計算方法

ア 労務費を算出し法定福利費を求めるケース

- ・ 入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している 場合 ⇒当該労務費を使用します。
- ・ 入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出します。
- ・ 労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出します。

法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

イ 労務費の算出が困難なケース

過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗 じて、法定福利費を算出します。

法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

ウ 下請企業から提出された見積書等を活用するケース

下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用します (明示された法定福利費の額を合算)。

法定福利費 = (下請 A の法定福利費) + (下請 B の法定福利費) + ・・・

【法定保険料率の調べ方】

- ・ 健康保険料、介護保険料:全国健康保険協会HP「健康保険 保険料額表」で 検索
- ・ 厚生年金保険、子ども・子育て拠出金:日本年金機構HP「厚生年金 保険料 額表」で検索
- 雇用保険料:厚生労働省HP「雇用保険 保険料率」で検索

(3) 内訳明示の方法

- ・ 法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を 算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示す ることでも差し支えありません。
- ・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えありません。

3 法定福利費の算出について

- ・ 受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、2(2)<法定福利費の計算方法>中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出してください。
- ・ 受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なの か、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が 社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示してください。

4 適用日

令和4年4月1日以降に入札公告・指名通知等を行う案件から適用します。

5 参考情報

法定福利費の算出方法に関しては、国土交通省のホームページ等にも掲載されていますので参考にしてください。

【各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」】

法定福利費を適切に明示するため、各専門工事業団体において「標準見積書」 を作成しており、その中で算出方法等の考え方が記載されています。

掲載先:国土交通省HP「標準見積書」で検索

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順】

国土交通省の公表している法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。 掲載先:国土交通省HP「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」/「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索